

令和5年11月吉日

各位

(一社) 日本トンネル専門工事業協会
代表理事 会長 野崎 正和



「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習特例講習」の開催案内

「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部改正する省令」等が令和2年6月に改正され、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習の範囲の追加及び時間数の変更と併せ、特例講習の基準が示されました。

改正技能講習規程は、令和3年4月1日から適用となり、改正前のずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者は、令和4年4月1日以降は作業主任者に選任できなくなりました。

トンネル専門協では、上記の方々が引き続き作業主任者に選任されるため、この度、東京労働局より登録教習機関としての許可を受け「特例講習」を実施することと致しました。

つきましては、下記の要領により開催致しますので、未受講の方におかれましては、是非この機会に受講申込をされますようご案内申し上げます。

尚、特例講習につきましては、令和6年3月31日(日)までの期間限定の講習となっております。

記

- 開催日時： 令和6年2月2日(金) 13:10～16:10 (12時40分より受付開始)
- 開催場所： 東京都港区新橋1-13-12 堤ビルディング9階
日建学院新橋校 (案内図別添)
- 受講対象者： 令和3年3月31日までに「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習」を修了した者
- 講習の科目及び時間割

科目	時間割	講習時間
作業環境などに関する知識	13:20～14:50	90分
関係法令	15:00～15:30	30分
修了試験	15:40～16:00	20分

5. 受講者定員： 40 名（先着順）

受講定員が少数の場合は、会場を変更する場合があります。

6. 受講料等： 6,000 円（テキスト代含む）（税込）

7. 講習修了証の交付等

試験の結果、100 点満点のうち 70 点以上を得点した者には、当協会から「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習特例講習修了証」を約 2 週間から 3 週間後に交付する。

8. 受講申込要領

- ① 「受講申込書」（様式 10）の記載欄に必要事項を記入し捺印する。
- ② カラー顔写真（サイズは横 3 cm×縦 4 cm）を 2 枚用意し、裏面に氏名を記入の上、うち 1 枚は申込書（様式 10）の所定欄に貼付、残り 1 枚はクリップで留めて提出する。
- ③ 受講申込時に本人証明書、資格証等の写しを添付し提出する。
- ④ 上記①～③の書類を受講申込書在中と記載の上、簡易書留にて下記に送付する。
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-9-1 ブロドリー西新橋 9 階
一般社団法人 日本トンネル専門工事業協会 宛
- ⑤ 受講申込者は、受講受付票及び請求書を受領後、速やかに下記銀行口座に振り込む。

【振込先】 三菱東京 UFJ 銀行虎ノ門支店 普通口座 0047102
一般社団法人 日本トンネル専門工事業協会 代表理事 野崎正和
受取口座名義 シャ) トンネルセンモンキョウ

以上